

第93回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和2年5月1日
- 2 場 所 (書面開催)
- 3 出席者 部会長 山下 淳
委員 岡 絵理子
委員 片山 朋子
委員 小村崎 栄一
委員 住友 聡一
委員 室崎 千重
委員 北川 博巳
- 4 審議案件
第1号議案 明石市における明石西インター南計画の変更に係る
県の意見について(法第8条第4項)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

審 議 の 概 要

事務局から、届出施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について資料と説明書を郵送し、電子メールでやりとりを行い、審議を行った。

委 員：新設車路は、来退店に関係ない車が通り抜けできないようになっているのか。

事 務 局：関係ない車でも通り抜けできるが、市道魚住 39 号線部分にはゲートやバンプを設けている。また、7時から19時までは交通誘導員を配置している。このため、市道へ急に車が飛び出さないよう安全対策がなされている。

委 員：新設車路の南東・北東角は歩行者・自転車専用出入口となっている。歩道は、東側の細い通路部分か。また、北東角の歩行者・自転車専用出入口から出入口②へは市道魚住 39 号線を横断することになるが、横断歩道は設けないのか。

事 務 局：新設車路の歩行者通路は、東側の歩行者通行帯と記載されている部分である。公道上に民間施設用の横断歩道を設けることは難しいため、現在の計画となっているが、市道はそれほど交通量も多くないので支障ないと考えている。

委 員：通行人が新設車路を通り抜ける際に、車と接触するようなことは無いか。

事 務 局：新設車路を経由する歩行者通路は東側で、従業員用駐車場をはさんで西側に車路があるため、歩車分離されている。全体的に見通しもよく、従業員用駐車場部分には車止めがあるため、歩行者通路へ飛び出すことも

ないと思われる。

委員：新設車路は直線で車両のスピードが出やすいため、通路部分にもバンプの設置、徐行の標示をする必要はないか。

事務局：歩車分離されているほか、ゲートやバンプによりスピードが抑制されると考えている。徐行の標示とともに、ご意見があった旨は設置者に伝える。

委員：新たに設置する新設車路に接する駐車場については、従業員用であることを明示し、来客が駐車しないよう配慮すべきではないか。

事務局：看板により従業員用である旨を明示している。また、当該駐車マスにはカラーコーンを設置し、来客が駐車しないようにしている。

委員：既存の駐車場に関しては、出入口の増加につき方面別の出口への案内誘導に配慮すべきではないか。

事務局：今回の変更で出入口は増加していない（※）。新設車路に伴う新しい来店経路をチラシにより周知していることや、現地の状況から支障ないとする。

（※）新設車路の出入口2ヶ所は、省令第3条第2項第3号に該当する駐車場の自動車の出入口ではない。

委員：騒音の総合的な予測・評価について、当店舗所在地は、第2神明明石西インターに近接しており地点A、B及びJについては、県道志染土山線に面しているため、店舗からの騒音の影響は小さいと考えられる。また、地点G、H、Iに近接している住居はなく、音源も従業員車両及び来店車両走行音のため、問題ないと判断する。このため、主に騒音の影響を考えるべき地点は、地点C、D、E、Fとなる。

地点Cは、昼間の等価騒音レベルは環境基準を超えているが、離れた住

宅壁面である地点C'では環境基準を満足している。

地点Dは、冷凍室外機が近くにあるため昼間・夜間の環境基準を超えているが、直近の住宅壁面である地点D'では環境基準を満足している。

地点E、Fは、住宅地敷地境界及び壁面での計算結果を確認すると、いずれの地点も環境基準を満足しており、問題はないと判断する。

次に、夜間において発生する騒音ごとの予測・評価について、地点a、bは交通量の多い県道志染土山線に面しているため、問題はない。

地点cは荷さばき施設があるため規制基準を超えているが、農地に接しており、直近の保全対象物の敷地境界c'においては、規制基準を満足しているため問題はない。

地点dでは冷凍室外機があるため、基準を超えているが、直近の保全対象物の敷地境界d'においては、規制基準を満足しているため問題はない。

地点iは出入口②であるので規制基準を超えているが、保全対象物壁面のi''では規制基準を満足しており、音源が来店車両走行音ということもあり問題はないと判断する。

委員全員：（書面により）県意見は有しないことと、留意事項について同意する。

委員：原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。特に、清水北交差点については、来店車両が右折しないよう徹底すること。また、新設車

路の国道2号側における右折の出入り禁止対策については、関係機関と協議の上、必要な措置を講じること。

- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知するとともに、地元等との協議に基づき、午前7時から午後7時まで出入口②付近に交通誘導員を常時配置するなど、歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 3 周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 4 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。
- 5 近隣の未利用地に住宅等が立地する場合は、騒音の発生による生活環境への影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じること。